

令和8年第7回鴻巣市農業委員会定例会会議録

召集期日		令和8年7月24日(金)						
開会場所		鴻巣市役所本庁舎4階 大会議室						
開 会		令和8年7月24日 午後3時54分						
閉 会		令和8年7月24日 午後4時56分						
議 長		大塚 明夫						
委員応召並びに出席状況								
農 業 委 員	議席 番号	委員氏名	出席 状況	農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員	委員氏名	出席 状況	委員氏名	出席 状況
	1	新井 勉	出席		秋山 和生	出席	新井 正芳	出席
	2	林 繁雄	出席		小川 一彦	出席	清水 実	欠席
	3	林 信夫	出席		上谷 一海	出席	馬場 毅	出席
	4	大塚 明夫	出席		鯨井 文雄	出席	新井 秀樹	欠席
	5	寺山 佳宏	出席		金子 昇	出席	関塚 正己	出席
	6	尾澤 利彦	出席		松村 洋充	欠席	飯野 博文	出席
	7	武井 正夫	出席		加村 純男	出席	石川 保男	出席
	8	秋池 功	出席		塚越 秀夫	出席	江原 浩昭	出席
	9	野本 雅一	出席		福島 政則	出席	吉田 和好	欠席
	10	荒井 広志	出席		椎林 幹夫	出席		
	11	伊藤 政士	出席		西崎 照男	出席		
	12	小林 紀之	出席		桐敷 光朗	出席		
	13	保科 美那子	出席		細井 悟	出席		
議事録署名人			林 繁雄 ・ 林 信夫					
議事参与			藤村 弥 ・ 藤村 剛					
書 記								

会議事件名

議案第28号 農地法第3条の規定に関する件

議案第29号 農地法第4条の規定による転用許可申請

議案第30号 農地法第5条の規定による転用許可申請

議案第31号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願について

	顛末 令和 8 年 7 月 2 4 日 開会 午後 3 時 5 4 分
【議長】	これより、令和 8 年第 7 回鴻巣市農業委員会定例会を開会します。 本日の定例会は農業委員 1 3 名中、1 3 名出席ですので定例会は成立しております。 議案書の訂正はありませんか。
【事務局】	訂正はございません。
【議長】	続きまして、議事録署名人の指名をします。番号 2 番 林 繁雄 委員・番号 3 番 林 信夫 委員にお願いします。 これより議案審議に入ります。 議案第 2 8 号 農地法第 3 条の規定に関する件について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。
【事務局】	議案について説明します。 議案第 2 8 号 農地法第 3 条の規定に関する件 所有権の移転 3 件 3 筆 地役権の設定 1 件 1 筆 番号 3 1 受人は露地野菜を中心とした農業経営を行っております。申請地における農地の貸借はありません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受入本人とその世帯員の農作業従事日数は 2 0 0 日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は 9 6 . 7 アールであり、受人の自宅近くで受人の所有する農地に隣接している申請地は、営農する上で好条件の立地であり、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、書類審査と現地調査の結果

	及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【荒井 広志 農業委員】	番号３１について報告いたします。受人は露地野菜の栽培を中心とした農業経営を行っており、経営規模拡大を図るため申請地を譲り受けるということです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、労働力や栽培技術の保有状況から、本申請地を効率的に利用すると思われますので、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当地域の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【金子 昇 推進委員】	番号３１について報告いたします。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、地域農業の担い手へ農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号３２について内容説明を事務局からお願いいたします。
【事務局】	番号３２ 受人は売買により申請地を取得して、野菜を作付けする計画です。申請地における農地の貸借はありません。また、受人本人も含めた世帯員の農作業従事日数は１６０日であり、農作業に常時従事するものと認められます。現在、受人は農地の所有はしておりませんので、申請地の取得後における農地の経営面積は、申請地と同数の０．４１アールですが、自宅から申請地までは車で５分の距離であり、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、書類審査と現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【尾澤 利彦】	番号３２について報告いたします。受人は、申請地において、野菜を作付する

農業委員】	ため、渡人が所有する農地を譲り受けるということです。受人の農作業従事日数等から、本申請地を効率的に利用すると思われますので、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当地域の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【新井 正芳 推進委員】	番号３２について報告いたします。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、意欲ある農業の担い手へ農地利用の集積化が推進されますので、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【荒井 広志 農業委員】	今後の申請に備えて改めて確認しておきたいのですが、経営面積が小規模である場合に、「農業経営を行っている者」と判断するうえでの具体的な基準はありますか。
【事務局】	経営面積や売上額などから農業経営を判断する基準はございません。農地法上は、実態として農業経営を行っているかどうかが総合的に判断されます。なお、現在では従来の「下限面積要件（原則 50 アール）」は廃止されています。従いまして、申請時点で農業経営を行っている必要はなく、農地取得のハードルは下がったとも言えます。
【議長】	他に質問はございますか。
【林 繁雄 農業委員】	「下限面積要件」が無くなったことで、農地を取得することができる対象が広がりましたが、番号３１及び番号３２の受人は、農家に該当するのでしょうか。
【事務局】	農家の定義については、法令上の定めはありませんので、一律に定義することは難しいですが、農林業センサス、農地利用状況調査及び農家証明書の取扱いにおいては、経営面積１０ａ以上の農業者を対象としています。
【議長】	他に質問はございますか。

【荒井 広志 農業委員】	農家証明書の発行に青色申告は関係ありますか。
【事務局】	農家証明書の発行要件として、青色申告そのものが必要とされているわけではありません。
【議長】	他に質問はございますか。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号３３について内容説明を事務局からお願いいたします。
【事務局】	番号３３ 受人は水稻や野菜の栽培を中心とした農業経営を行っております。申請地における農地の貸借はありません。受人が現在保有している農地はすべて耕作されており、受人本人も含めた世帯員３人の農作業従事日数は６００日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は９３．７２アールで、申請地は自宅と隣接しており、申請地を効率的に利用できるものと認められます。また、周辺農地へ及ぼす影響もないことから、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、書類審査と現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【林 繁雄 農業委員】	番号３３について報告いたします。受人は水稻や野菜の栽培を中心とした農業経営を行っております。経営規模拡大を図るため、今回の申請地を譲り受け、野菜を作付する計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、農機具の保有状況や農作業従事日数等から、本申請地を効率的に利用すると思われしますので、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当地域の推進委員の方から意見をお願いいたします。

【西崎照男 推進委員】	番号３３について報告いたします。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、地域農業の担い手へ農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号３４について内容説明を事務局からお願いいたします。
【事務局】	番号３４ 受人は現在、市外の借家において家族４人で生活しておりますが、現住居が手狭となったことから、申請地北側に自己用住宅の建築を計画しております。 しかしながら、住宅敷地に接する東側道路には適切な給排水施設が整備されていないことから、給排水施設が整備されている西側道路まで給排水管を敷設する必要がありますが生じました。そのため、西側道路までの区間に位置する申請農地に給排水管を地下６０センチメートルの深さに埋設することを目的として、地役権を設定するものです。 なお、受人は自己用住宅の建築に伴い、本日の定例会に上程されている「議案第３０号 農地法第５条の規定による転用許可申請」の番号２７として農地転用許可申請を提出しておりますが、本件地役権の設定が当該転用許可の条件となっております。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【野本 雅一 農業委員】	番号３４について報告いたします。地役権の設定を目的とした農地法第３条第１項の許可については、農地法第３条第２項ただし書の規定により、耕作目的による権利の設定に該当しない場合であっても、申請地や周辺農地の利用上支障がなければ許可をすることができるとされていますので、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。

	す。
【石川 保男 推進委員】	番号３４について調査してまいりました。受人は、申請地に給排水管の埋設を目的とした地役権の設定をした上で、自己用住宅を建築するということですが、給排水管は農地の地下６０センチに埋設され、表層の耕作土も確保できることから、申請地及び周辺農地の営農条件に支障が生じる恐れはなく、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【林 繁雄 農業委員】	番号３４は、農地法第５条の転用許可申請である議案第３０号の番号２７と関連があると思われますが、仮に番号２７の転用許可が得られない場合は、番号３４の権利移転の許可は不要となるのでしょうか。また、番号３４の許可が議番号２７の転用許可を前提としているのであれば、番号３４の許可はいつ行われることになるのでしょうか。
【事務局】	番号３４の権利移転については、番号２７の転用許可と関連する案件です。農地法第５条案件につきましては、本日の総会で頂いた農業委員会の意見を申請書に付して埼玉県知事へ進達し、その後の県の審査を経て、問題がなければ来月中旬に許可となる見込みです。一方、農地法第３条は農業委員会の許可事項であるため、通常であれば本日の総会でご承認を頂ければ、本日付けで許可となります。しかしながら、ご指摘のとおり、番号３４は、農地法第５条の許可を前提とする案件であることから、番号３４に限り農地法第５条の許可日と同日となる見込みです。
【議長】	その他に質問はございますか。
【一同】	（質問なし）
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第２８号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	（全員挙手）

【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第28号について原案のとおり決定いたしました。続きまして議案第29号 農地法第4条の規定による転用許可申請について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。
【事務局】	議案について説明します。 議案第29号 農地法第4条の規定による転用許可申請 貸駐車場 1件 1筆 番号5 申請人は、申請地に隣接する土地の居住者から、駐車場として利用したいとの強い要望を受けたことから、今回の申請に至っております。 当該居住者は15台の自動車を所有しておりますが、自宅敷地内のみでは収容しきれないため、一部の車両を勤務先や友人宅に分散して駐車している状況です。また、自宅敷地内には、趣味を兼ねて知人等から預かった自動車やバイクの整備・メンテナンスを行うための大型車庫が設置されており、その内部には多数の部品や整備用資材が保管されています。 このため、自宅敷地内では駐車スペースが不足し、自動車の出し入れにも支障が生じています。また、車両が複数箇所に分散して駐車されていることから、管理や移動にも不便が生じています。そのため、申請地を駐車場として利用することで、車両の保管場所を集約し、円滑な管理及び利用を図る計画となっております。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、書類審査と現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【寺山 佳宏 農業委員】	番号5について報告いたします。申請地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地（その他の農地）に該当すると判断します。駐車場と利用者の住居との立地状況から、申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。また、申請人の資力や信用も問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。

【関塚 正己 推進委員】	番号５について報告いたします。本申請地と隣接地との境界にはコンクリートブロックが設置され、雨水は宅内にて浸透処理されますので、周辺農地の営農条件に支障が生じる恐れはありません。また、申請地は集落内に介在する農地であるため、地域農業の効率的・総合的な農地利用への支障もなく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	（質問なし）
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第２９号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	（全員挙手）
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第２９号について原案のとおり決定いたしました。続きまして議案第３０号 農地法第５条の規定による転用許可申請について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。
【事務局】	議案について説明します。 議案第３０号 農地法第５条の規定による転用許可申請 使用貸借権の設定 ３件 ２６筆 番号２６ 受人は、現在、申請地近くの実家に両親と共に暮らしています。子供が生まれたことにより手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、実家に隣接する本申請地を渡人である父から借り受ける話がまとまり申請するものです。なお、本申請にあたり分筆した残りの農地については、渡人が継続して耕作するとのことです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、書類審査と現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。

【林 信夫 農業委員】	番号 26 について報告いたします。申請地は相当数の街区を形成している区域内の農地であるため、農地区分は第 2 種農地に該当すると判断します。実家の近くで家族と協力し合いながら生活していきたいという条件から、本申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより、本案件の事業目的を達成できることは認められません。また、受人の資力や信用も問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当地域の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【細井 悟 推進委員】	番号 26 について報告いたします。本申請では、隣接農地との境界にマウントアップを設置することで、雨水、土砂等の流出を防止します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流しますので、周辺農地の営農条件に支障が生じる恐れはありません。また、申請地は集落内に介在する農地であるため、地域農業の効率的・総合的な農地利用への支障もなく、問題ないと考えます。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号 27 についての内容説明を事務局からお願いいたします。
【事務局】	番号 27 当該申請は、「議案第 28 号 農地法第 3 条の規定に関する件」番号 34 の地役権の設定の際にご説明した自己用住宅敷地になります。 受人は、現在市外の借家に家族 4 人で暮らしています。子供の成長とともに手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、実家近くの本申請地を渡人である父から借り受ける話がまとまり申請するものです。なお、申請にあたり分筆した残りの農地については、渡人が耕作するとのことです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、書類審査と現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。

【野本 雅一 農業委員】	番号２７について報告いたします。申請地はおおむね１０ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農地区分は第１種農地（原則不許可農地）に該当すると判断します。しかし、「住宅等の申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」という、第１種農地の不許可の例外に該当すると判断できます。そして、実家の近くで子育てをしたいという転用目的には、必要性、妥当性及び非代替性が認められます。また、受人の資力や信用も確認でき、事業実施の確実性が認められることから、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【石川 保男 推進委員】	番号２７について報告いたします。本申請では、隣接農地との境界にコンクリートブロックを設置することで、雨水、土砂等の流出を防止します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後に、道路側溝へ放流しますので、周辺農地の営農条件に支障が生じる恐れはありません。また、申請地は集落内に介在する農地であるため、地域農業の効率的・総合的な農地利用への支障もなく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	（質問なし）
【議長】	質問がございませんので、次に番号２８の内容説明を事務局からお願いいたします。
【事務局】	番号２８ 本申請は、盛土による農地改良の工事期間中における一時転用の申請です。低地で水はけが悪く耕作しにくい状態のため、所有者及び耕作者の依頼に基づいた耕作条件の改善を目的とした申請です。工事の概要としましては、搬入土により耕作面を嵩上げる計画であり、既存の耕作土と搬入土とを天地返しを施工する内容となっております。工事期間は９ヵ月間となります。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説

	明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【寺山 佳宏 農業委員】	番号２８について報告いたします。申請地の農地区分は、農用地区域内農地（原則不許可農地）に指定されている農地と、おおむね１０ヘクタール以上の一団の区域内にある農地として、第１種農地（原則不許可農地）に該当すると判断します。しかしながら、本申請は農地改良の工事期間である９ヵ月間の一時的な転用であり、周辺農地に被害を及ぼさない旨の誓約書も添付されております。また、耕作者に違反はなく、工事完了後にその土地が耕作の目的に供されることが確実と認められ、周辺に与える影響もないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【関塚 正己 推進委員】	番号２８について報告いたします。本申請では、隣接する道路や水路、農地との境界の間に平場や素掘側溝を設置することで、雨水や土砂の流出を防止します。また、農地改良工事が完了した後は、地域農業の担い手が農地を借り受け、麦やネギを作付する計画となっております。このため、周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、担い手へ農地の集積・集約化も推進されますので、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	（質問なし）
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第３０号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	（全員挙手）
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第３０号について原案のとおり許可相当ということで県知事に意見を送付いたします。 続きまして、議案第３１号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。

【事務局】	議案について説明します。 議案第 3 1 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願 番号 5 申請地は現在、生産緑地地区に指定されておりますが、主たる従事者が死亡したことから、生産緑地の解除を予定しております。主たる従事者とは、中心となって農業に従事している者を指しますが、今回の申請は、死亡した対象者が生前に主たる従事者として申請農地を耕作していたことについて、証明願が提出されたものです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【秋池 功 農業委員】	番号 5 について報告いたします。令和 7 年 9 月 2 1 日に買い取り事由が生じた者が亡くなりましたが、当該生産緑地について、生前に農業を継続して行っていた者と認められるため、生産緑地に係る農業の主たる従事者と判断してよろしいと考えます。
【事務局】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第 3 1 号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第 3 1 号は原案のとおり承認いたします。 続きまして、会長専決規程第 3 条による専決事項を報告いたします。 令和 8 年 6 月 1 1 日～令和 8 年 7 月 1 0 日受付分 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出 6 件 1 6 筆 1, 6 9 8. 0 0 m²

	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出 所有権の移転 13件 25筆 4,575.55㎡ 賃貸借権の設定 2件 13筆 4,433.00㎡ 合計届出件数 21件 54筆 10,706.55㎡ これらは、全て会長専決でございます。 何かご質問はございますか。
【一同】	(特になし)
【議長】	続いて、その他の件について、農業委員・推進委員又は事務局よりご報告お願いいたします。まず初めに、農業委員・推進委員の方から何かありますか。
【一同】	(特になし)
【議長】	最後に事務局から何かありますか。
【事務局】	・次期農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集について ・令和8年度農地パトロールの日程等について ・令和8年度農地利用最適化活動活性化研修会について ・生産緑地地区の農業従事者希望者への斡旋について ・農業委員会だよりについて ・鴻巣市産業祭の実行委員について これをもちまして、令和8年第7回定例会を閉会いたします。 なお、次回の定例会は令和8年8月25日（火）午後2時00分より場所は川里農業研修センターにて開催を予定しております。
	閉会 午後4時56分